

5 当事者の主張

a 申立人

(1)登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似している。(4a(i))

ア 申立人は、別紙目録①及び②記載の2件の登録商標「緑でサラナ」(以下、総じて「本件登録商標」という。)を保有しており、これを商品名とする特定保健用食品(以下、「本件製品」という。)を製造・販売している。

イ 登録者の所有するドメイン名「緑でサラナ.JP」(以下、「本件ドメイン名」という。)のうち、「JP」は国別を示すトップレベルドメインであり、特段の識別力を有するものではないから、本件ドメイン名の要部は「緑でサラナ」であり、これは、申立人が保有・使用する本件登録商標と全く同一である。

(2)登録者は、本件ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していない。(4a(ii))

ア 登録者による登録商標もしくは使用権(ライセンス)の不存在

「緑でサラナ」と一致する登録商標は本件登録商標のみであり、申立人は、登録者に対し、本件登録商標の使用を許諾したことはないから、登録者は、本件ドメイン名ないしその要部である「緑でサラナ」の使用する権利を有していない。

イ JP ドメイン名紛争処理方針第4条c(i)から(iii)の不存在

登録者は、本件ドメイン名を、「※必見!緑でサラナの 口コミ評判はココ!」と題するウェブサイト(以下、「本件ウェブサイト」という。)に使用している(甲第6号証)。本件ウェブサイトには、有限会社マイケア(甲第7号証。以下、「マイケア」という。)の「ふるさと青汁」という製品を販売するウェブサイトへのリンクが多数張れていること等から、登録者は、著名な本件製品名を含む本件ドメイン名を用いて、インターネット上のユーザー

を同サイトへ誘導して広告収入(アフィリエイト収入)を得ていることが認められる。

したがって、登録者による本件ドメイン名の使用は、「正当な目的」(JPドメイン名紛争処理方針(以下、単に「方針」という。) 第4条c(i)項)によるものでも、「非商業的目的」(方針第4条c(iii)項)によるものでもない。

また、登録者は、本件ドメイン名の名称で一般に認識されている訳でもない(方針第4条c(ii))。

(3) 登録者の本件ドメイン名は、不正の目的で登録または使用されている。

(4a(iii))

ア 本件ドメイン名は善意により採択されたものではない。

「緑でサラナ」は造語であり、これを偶然に想起するとは到底考えられないことからすると、登録者が、善意により本件ドメイン名を採択したとは認められない。

申立人の本件登録商標は、商品区分第32類については平成21年3月13日に、第29類については平成21年8月28日に、それぞれ登録され、平成21年2月頃から「緑でサラナ」の名称を付した本件製品の製造・販売を開始しており、平成24年度の売上高は約50億円にも上っている(甲第8号証)。他方、登録者の本件ドメイン名は、平成25年7月に登録されている(甲第9号証)。

本件製品が市場において広く流通していたことからすると、その製品名である「緑でサラナ」は、本件ドメイン名の登録時には、既に、申立人の登録商標として、あるいは、申立人が製造・販売する本件製品の製品名として、世間一般に広く周知されていたことは明らかである。

また、登録者自身も、ウェブサイトにおいて、[今、コレステロールを気にされている方から大人気のサンスター緑でサラナ]と記載しており(甲第6号証)、「緑でサラナ」が申立人が製造・販売する本件製品の製品名であることを明確に認識している。

登録者は、本件ドメイン名を善意で採択したのではなく、申立人の登録商

標であること、あるいは、申立人製造・販売にかかる本件製品の製品名として、世間一般に広く周知されていることを認識したうえで、あえてこれを本件ドメイン名として登録・使用している。

イ 登録者によるアフィリエイト・マーケティング

本件ウェブサイトには、その冒頭部分において、「コレステロールを下げる【緑でサラナ】」という見出しの下、本件製品に関する約10行程度の簡単な製品説明があるものの、その直後には、「実は、もっといい商品があるんです！」との見出しが続き、以下、マイケアが販売する「ふるさと青汁」の紹介が延々と続いている(甲第6号証)。

「ふるさと青汁」の紹介文中には、複数のリンクが張られ、このうち(b)のリンクは、本件ウェブサイト中に合計4個も張られている(甲第6号証)。これらのリンクをクリックすると、いずれも同じ「ふるさと青汁」の販売サイト²(甲第10号証)へと移動する仕組みになっており、さらに、同サイトに貼られた「通常で購入」、「とくとく便で購入」、「購入する」の各リンクをクリックすると、「ふるさと青汁」の購入申し込みが出来るサイトへと誘導される仕組みになっている(甲第11号証の1及び2)。

リンクを右クリックしてプロパティを表示すると、いずれも同一のURL³(以下、「本件トラッキングURL」という。)が表示される。本件トラッキングURLには、「track.affiliate-b.com」の文字列が含まれているが、同文字列を含むトラッキングURLは、株式会社フォーイットの提供するアフィリエイト・プログラム(以下、「アフィリエイトB」という。)において用いられるものである(甲第12号証の1及び2)

登録者は、アフィリエイトBに登録し、本件ウェブサイトをアフィリエイトサイトとして利用していることが認められる。そして、本件ウェブサイトを訪れたインターネットユーザーが、各リンクを経由して「ふるさと青汁」の販売サイトへと誘導され、同サイトにおいて「ふるさと青汁」を購入した場合には、登録者がアフィリエイト収入を得る仕組みになっていることが認められる。

ウ 登録者は、「緑でサラナ」が申立人の登録商標として著名であること、あるいは、少なくとも申立人が製造・販売する本件製品の製品名として著名であることを十分認識したうえで、これと同一の本件ドメイン名を登録し、本件ウェブサイトを使用している。登録者には、インターネットユーザーに、本件ウェブサイトが本件登録商標ないし本件製品と何らかの関係があるものと誤認・混同させ、インターネットユーザーを本件ウェブサイトに誘因することで、不正に商業上の利益(アフィリエイト収入)を得ようとする意図がある。換言すれば、登録者による本件ドメイン名の登録・使用は、本件登録商標ないし本件製品名の著名性を前提として、これに意図的にフリーライドするものであるから、方針第4条 b. (iv)に規定する不正目的による登録・使用であると言わざるを得ない。したがって、本件ドメイン名は、不正の目的で登録者により登録・使用されていることは明らかである。

b 登録者

(1) 登録者は、次の陳述から成る答弁書を提出した。

i) 「3. 申立書の陳述・主張に対する答弁 (方針4条(a)(b)(c)、手続規則5条)」

「全て認める」

ii) 「5. 他の法的手続き(規則5条(b)(vi))」

「申立人が求める救済措置について、認める。」

(2) 登録者は、また、答弁書において、自身が商標に関して全く無知であったがために「緑でサラナ.JP」というドメインを使用しサイト運営をしていたことを非常に反省していること、サイトの削除をしたこと、更新され次第、検索結果からも「緑でサラナ.JP」で運用していたサイトは消えるはずであること、二度とこのようなことが無いように今後気を付けること等を附言している。

6 事実認定および判断

(1) JPドメイン処理のための手続規則第15条a項は、パネルが紛争を裁定する

際に使用することになっている原則についてパネルに次のように指示する。

「パネルは、提出された陳述・文書および審問の結果に基づき、処理方針、本規則および適用されうる関係法規の規定・原則、ならびに条理に従って、裁定を下さなければならない」。

また、方針第4条a項は、申立人が次の事項の各々を立証しなければならないことを指図している。

- (1) 登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること
- (2) 登録者が、ドメイン名の登録についての権利または正当な利益を有していないこと
- (3) 登録者のドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること

(2) 同一又は混同を引き起こすほどの類似性 (4条a項(i)号)

ア 本件ドメイン名「緑でサラナ.JP」は、登録者により、平成25年(2013年)7月6日に登録された。他方、申立人は、別紙目録①及び②に示す2件の本件登録商標「緑でサラナ」を、本件ドメイン名登録日の約4年前から保有している。

登録者の所有する本件ドメイン名「緑でサラナ.JP」のうち、「JP」は国別を示すトップレベルドメインであって特段の識別力を有するものではなく、本件ドメイン名の要部は「緑でサラナ」であるから、これを本件登録商標「緑でサラナ」と対比すると、両者は「ミドリデサラナ」と称呼する点において同一であり、また、標準文字からなる本件商標とはその外観においても同一または類似する。観念については、「緑でサラナ」が申立人の造語(申立書3頁最終パラグラフ)であるとしても、その文字全体からは「緑色で癒しを」ほどの観念が示唆されるものであって、同一構成からなる本件ドメイン名とは観念の点においても同一もしくは類似する。したがって、本件ドメイン名は、申立人が正当に保有する本件登録商標と同一または混同を引き起こすほど類似していると認められる。

イ 更に、甲第6号証によれば、登録者は、本件ドメイン名「緑でサラナ.JP」を使

用したサイトにおいて、「※必見！緑でサラナのロコミ評判はココ！」なるコラムを設け、申立人の本件登録商標を付した本件製品「緑でサラナ」の記事を掲載しており、本件登録商標と本件ドメイン名の混同性は極めて高く、これに接する者において混同を生じさせることは必至であり、このことは、本件ドメイン名が本件登録商標と混同を生じるほどに類似していることを一層裏付けるものと認める。

上述のとおりであるから、本件ドメイン名は、申立人の保有する本件登録商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似しており、JP ドメイン名紛争処理方針(以下、単に「方針」という。)の4条a項(i)号に該当するものと認める。(登録者は、答弁書において反論していない。)

(3)登録者の権利又は正当な利益(4条a項(ii)号)

ア 甲第4号証及び第5号証によれば、現在特許庁において登録されている「緑でサラナ」なる商標は、申立人の保有する本件登録商標2件のみであることが認められる。また、申立人は、登録者に対して本件登録商標の使用を許諾したことはないと述べ、提出された商標登録原簿(甲第1号証の2及び同第2号証の2)には使用権設定の記録はない。ただ、許諾による通常使用権の有無に関しては立証される所は無いが、登録者は答弁書において抗弁も行っていないことから、登録者には許諾に基づく使用権もまた設定されていないと判断する。

イ 登録者は、本件ドメイン名を、「※必見！緑でサラナのロコミ評判はココ！」と題するウェブサイト(以下、「本件ウェブサイト」という。)に使用し(甲第6号証)、申立人の著名な本件製品に関するわずかな記事を当該記事の先頭に配し、他の大部分を有限会社マイケア(甲第7号証。以下、「マイケア」という。)の「ふるさと青汁」製品の販売に関する記事で埋め、更にリンクを通してマイケアのサイトへサイト訪問者を誘導するという手法をとっている。そして、更に、申立人の主張(第4頁イ)及び甲第12号証の1及び2に照らし合わせれば、登録者が前記手法を通してアフィリエイト収入を得ようとしていることが認められる。

これらの一連の行為は、登録者が、申立人の商標その他表示を利用して消費者

の誤認を惹き起こすことにより商業上の利得を得る意図を有する行為であって、かかる登録者による本件ドメイン名の使用は、方針第4条c項(iii)号に反するものと判断する。

ウ 上述のとおりであるから、本件ドメイン名は、登録者が、当該ドメイン名に係る権利または正当な利益を有しておらず、したがって、方針4条a項(ii)号に該当するものと認める。(登録者は、答弁書において反論していない。)

(4) 不正の目的での登録または使用(4条a項(iii)号)

ア 方針4条a項(iii)号の判断基準の一つである方針4条b項(iv)号は、登録者のドメイン名が不正の目的で登録または使用されているか否かの基準を、次のように定めている。

「登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはその他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品及びサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引するに、当該ドメイン名を使用しているとき」

イ 甲第8号証によれば、申立人の本件製品「緑でサラナ」は、平成24年(2012年)度には約50億円の売上高に達しており、この時点において申立人の保有する本件登録商標及び表示は既に全国的な著名性を有していたと認められる。

これに対し、登録者が本件ドメイン名「緑でサラナ.JP」を登録したのは平成25年7月6日であり、申立人の保有する本件登録商標及び表示が全国的な著名性を有するようになっていた後であり、登録者のホームページの開設はさらにそれ以降となる。

ウ 甲6号証は、「※必見！緑でサラナの 口コミ評判はココ！」なるウェブタイトルを付けた登録者のウェブページであるが、このページでは、登録者は先ずその冒頭で申立人の本件製品を紹介し、「コレステロールを下げる【緑でサラナ】」、「今、コレステロールを気にされている方から大人気のサンスター緑でサラナ」、「とにかく、大手サンスターの商品であることから信頼性の高い商品です。」等々と記載し、ウェブサイト訪問者に、該ウェブサイトが申立人のもの、あるいは申立人と取引関係にある者等を容易に信じさせる手法をとっていることが認められる。そして、その後、「実はもっといい商品があるんです！」と書いて、「マイケア ふるさと青汁」の宣伝が延々と続くため、あたかも申立人もしくは申立人と取引関係にある者が、ふるさと青汁を推奨しているとの誤解をウェブサイト訪問者に与え、リンクされた購入サイトに訪問者が誘導されるように仕組まれていると判断することができる。そして、甲第12号証の1及び2から、登録者自身は、他のオンラインロケーションを使って商業上の利得を得ることができるよう構成されていることが認められる。

エ これら一連からなる複数の行為は、方針4条b項(iv)号の要件に該当するものであって、それゆえ、本件ドメイン名は、方針第4条a項(iii)号の不正の目的で登録者により登録され使用されているものであると認める。
(登録者は、答弁書において反論していない。)

7 結論

以上のおりであるから、登録者によって登録された本件ドメイン名「緑でサラナ.JP」が申立人の商標および表示と混同を引き起こすほど類似し、登録者が、ドメイン名について権利又は正当な利益を有しておらず、登録者のドメイン名が不正の目的で登録されかつ使用されているものと裁定する。

よって、方針第4条(i)項に従って、ドメイン名「緑でサラナ」の登録を申立人に移転するものとし、主文のおり裁定する。

2014年8月5日

日本知的財産仲裁センター紛争処理パネル

下坂スミ子 (印)

(単独パネル)

【別紙目録】

① 商 標 : 緑でサラナ

出願日 : 平成20年(2008年) 9月 1日

登録日 : 平成21年(2009年) 3月13日

登録番号 : 第5214251号

指定商品及び役務の区分 : 第32類

② 商 標 : 緑でサラナ

出願日 : 平成21年(2009年) 2月23日

登録日 : 平成21年(2009年) 8月28日

登録番号 : 第5260912号

指定商品及び役務の区分 : 第29類

別記 手続の経緯

(1) 申立書受領日

2014年7月2日（電子メール）及び7月3日（書面）

(2) 手数料受領日

2014年7月2日 申立手数料の受領確認

(3) ドメイン名及び登録者の確認

2014年7月3日 JPRS へ照会

2014年7月3日 JPRS から登録情報の回答

回答内容：申立書に記載された登録者はドメイン名の登録者であること、JPRS
に登録されている登録者の電子メールアドレス及び住所等

(4) 適式性

日本知的財産仲裁センター（以下「センター」という。）は、2014年7月
4日に、申立書が処理方針と規則に照らし申立書が適合していることを確認した。

(5) 登録者への通知日及び内容

1) 申立書送付日（手続開始日） 2014年7月4日（電子メール及び郵送）

2) 申立書及び証拠等一式

3) 答弁書提出期限 2014年8月5日

(6) 手続開始日 2014年7月7日

センターは、2014年7月7日に申立人及び登録者には電子メール及び郵送
で、JPRS 及び JPNIC には電子メールで、手続開始日を通知した。

(7) 答弁書の提出の有無及び提出日

センターは、2014年7月15日に答弁書を受領した。

(8) パネリストの選任 2014年7月15日

申立人、登録者とも1名のパネルによって審理・裁定されることを選択。

中立宣言書の受領日：2014年7月18日

パネリスト：弁理士 下坂 スミ子

(9) 紛争処理パネルの指名及び裁定予定日の通知

2014年7月15日 JPNIC 及び JPRS へ電子メールで通知

申立人及び登録者へ電子メール及び郵送で通知

裁定予定日：2014年8月5日

(10) パネリストへのパネリスト指名書及び一件書類受け渡し

2014年7月15日（電子メール及び郵送）

(11) パネルによる審理・裁定

2014年8月5日 審理終了、裁定。